

南幌町特別職報酬等審議会議事録

1 開催日時

令和6年12月27日(金) 午前10時から午前10時30分

2 開催場所

南幌町役場3階 各種委員会室

3 出席者

委員：林 裕司（南幌町農業協同組合代表理事組合長）、上原正希（星槎道都大学 教授）、岡 眞一（南幌町元議員会 会長）、永原隆夫（南幌町区長会会長）
本間秀正（南幌町社会福祉協議会会長）、和田 修（南幌町商工会会長）
町部局：大崎貞二町長 事務局：笠原大介（総務課長）、時田 厚（総務課長補佐）
松田知大（総務係長）、加藤知世（総務係主任）

4 会長の選任について

会長：林 裕司（南幌町農業協同組合代表理事組合長）
会長職務代理：和田 修（南幌町商工会会長）

5 議 事

- （1）会長職務代理の選任について
- （2）諮問について

6 会議資料

- （1）南幌町特別職報酬等審議会次第
- （2）令和6年度南幌町特別職報酬等審議会委員名簿
- （3）南幌町特別職報酬等審議会条例
- （4）南幌町特別職報酬等審議会条例施行規則
- （5）諮問書

資料1 特別職報酬額等の推移

資料2 空知管内 自治体(町)における特別職・議会議員報酬等一覧表

資料3 北海道 町村類似団体比較資料 類型【Ⅱ－0】

- ・ 常勤特別職の職員の給与等に関する条例
- ・ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

議事内容

総務課長	ご案内の時間となりましたので、ただいまから、南幌町特別職報酬等審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。 私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務課長の笠原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 早速ですが、会議資料に沿って進めさせていただきます。まず始めに、大崎町長から委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。お名前を読み上げますので、その場でご起立いただき、お受け取り願います。 (上原委員から名簿の順番に全委員へ委嘱状交付) 次に、大崎町長からご挨拶を申し上げます。 (大崎町長挨拶) つぎに、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。 委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。上原委員でございます。 (以下、名簿順に紹介) 次に、事務局職員を紹介させていただきます。総務課課長補佐の時田です。次に総務課総務係長の松田です。次に同じく主任の加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。 本日の配付物として、次第、委員名簿、審議会条例、審議会規則、資料 1 として、特別職報酬額等の推移、資料 2 として空知管内 自治体 (町) における特別職・議会議員報酬等一覧表が 2 枚、資料 3 として類似団体の常勤特別職・議員・非常勤特別職報酬等比較表が 3 枚、それ
------	--

	と「常勤特別職の職員の給与等に関する条例」、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」です。不足等はないでしょうか。
総務課長	よろしいでしょうか。 なお、本日の審議会の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それではここで、担当から審議会条例・規則の概要を、ご説明させていただきます。
事務局	それでは、始めに南幌町特別職報酬等審議会条例について、説明をさせていただきます。 第1条は、議員報酬をはじめ、町長、副町長及び教育長、教育委員、農業委員、監査委員の給料を審議するため、本審議会を置くことを定めたものでございます。 第2条は、本審議会の所掌事務を規定したもので、その内容として、町長の諮問に応じ、第1条のとおり議員や特別職の給料月額の改定に係る審議を行うものとしております。 第3条は、委員について規定したもので、委員の構成は6名以内とし、町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から委嘱するとし、第4条以降につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等について規定したものでございます。 引続き、南幌町特別職報酬等審議会条例施行規則について説明致します。第1条は規則制定の趣旨を、第2条では委員の任期は3年とする。但し書きでは、皆さまは組合長ですとか会長など役職に就任されている方々ですので、任期途中で、その役職を交代するなどの場合、後任の方は前任者の残りの任期期間就任することとするものです。 第3条以降は会議の開催及び別規定への委任について規定したものです。以上で、条例及び規則の説明を終わります。
総務課長	ここでご報告申し上げます。南幌町特別職報酬等審議会条例施行規則第3条の規定に基づきまして、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。ただ今の出席委員は、6名全員でございますので、本会議が成立することをご報告します。

	次に、レジュメの５番目、会長の選任については、条例第４条の規定に基づきまして、委員の互選となっております。委員の皆様よりご推薦をお願いしたいと存じますが、どなたかご推薦はございますでしょうか。
D委員	林委員を会長をお願いしたいと思います。
総務課長	只今、D委員より林委員を会長に推薦いただきましたが、ご異議等ございませんでしょうか。
委員	(異議なしの声)
総務課長	ありがとうございます。それでは、林委員に会長をお願いしたいと存じます。林会長は前の席へご移動願います。
総務課長	(林会長が着席したら) 続きまして、会長が決まりましたので、ここで、大崎町長から林会長に特別職報酬等の額について、諮問書の交付を行います。
町長	(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配付) 〈諮問内容〉特別職の報酬等の額について（諮問） 南幌町特別職報酬等審議会条例（令和６年南幌町条例第２３号）第２条の規定により、非常勤特別職職員の月報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について意見を求めます。
総務課長	大崎町長は他の公務のためここで退席させていただきます。 (町長退席) 次に、林会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	ただいま会長に推薦をいただきました。大変僭越ではございますが、ご指名いただきましたので会長として審議を進めたいと思います。なにぶん不慣れではございますが、会長職を精一杯務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
総務課長	ありがとうございます。それでは、早速議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては、林会長の進行により宜しく願いいたし

	ます。
会長	早速審議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。議事（１）会長職務代理の指定については、私から職務代理を指名させていただきたいと思っております。和田委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様、宜しいでしょうか。
委員	（異議なしの声）
会長	ありがとうございます。それでは、和田委員におかれましては、会長職務代理ということで宜しくお願い致します。 次に議事（２）諮問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議事（２）諮問について、配付した資料に基づき、ご説明させていただきます。 まず始めに、公務員の給与の決定の流れをご説明させていただきます。民間企業では、春闘と呼ばれる賃上げ等の団体交渉により、労働者の給与額が改定されます。一方、公務員の給与については、民間の給与水準を考慮して定めなければならないと法律（地公法第 24 条第 2 項）で規定されております。 このため、国家公務員の人事管理を担う機関である人事院が、民間の給与水準を調査し、民間との給与較差を解消するよう国会や内閣に対して勧告します。その後、法律改正により国家公務員一般職の給与額が決定し、それを受け、条例改正により地方公務員一般職の給与額が改定されます。 これに対し、町長、副町長、教育長、議員等特別職の報酬等の額の改定につきましては、諮問書のとおり、この特別職報酬等審議会では委員の皆様にご審議いただきますが、今回の諮問には、議会議員の報酬については除いており、次回選挙が令和 9 年 4 月に行われる予定であることから、令和 8 年度中に協議することとしたいと考えております。 それでは、資料 1 特別職報酬額等の推移をご覧ください。平成 14 年 11 月適用から現在までの理事者、議員、教育委員、農業委員、監査委員の報酬額等の推移です。職種ごとの最新の改定実績は、議会議員が平成 14 年 12 月、教育委員、農業委員、監査委員が平成 17 年 4

月、理事者が平成26年4月となっております。なお、下段に理事者と議員の附則による給料等月額の減額、いわゆる独自削減の期間と削減率を記載しております。特に常勤特別職（理事者）については、平成22年から平成26年については、自立緊急実行プランが平成21年11月に策定し、平成25年度まで実施したことを受けた大きい独自削減率となっております。なお、同じく議会議員も平成21年度が20%、各種委員報酬も6%削減、職員給与が実行プラン策定前が4%削減を6%削減としておりましたので申し添えます。

次に資料2をご覧ください。空知管内の町における特別職・議会議員報酬等一覧表で、金額は全て本則に規定する金額ですので、独自削減は含んでいません。なお、上砂川町には農業委員会が未設置となっておりますので、記載しておりません、また、農業委員長職務代理についても今回が記載から除いておりますが、報酬額の検討には含んでおりますので、次回以降の資料でお示し致しますので申し添えます。表の見方については、左から理事者の額、期末手当の支給率、その横が報酬・期末手当の額の適用年月日、その横が期末手当の支給額の算定する際の月額給与に加算する率、その横から教育委員等の報酬額記載しております。なお、2枚目に各役職の報酬額等の多い順番に並び変えており、南幌町は黄色の網掛けとなります。役職ごとの順位の傾向としては、町長他、理事者の給与、期末手当については下位、教育委員等は真ん中から上位となっております。

次に資料3をご覧ください。南幌町を含めた道内の人口規模や産業構造の類似団体（類型で言うと表の左上の記載のとおり、Ⅱ-0となります）の特別職、議員の報酬等月額を一覧にした表でございます。行政規模を比較するため、参考として、人口、面積についても記載しております。次のページからは、各役職の報酬額等の多い順番に並び変えており、南幌町は黄色の網掛けとなります。町長の給料月額は、最大で羽幌町の86万円から、最小であります清水町、むかわ町の70万円まで16万円の差があります。

その他の職についても最大値と最小値との比較をしますと、副町長では11万6千円、教育長では9万2千円、教育委員では32,475

	円、農業委員会長で53,300円、監査委員識見者で137,500円の差があります。 類似団体についても役職ごとの順位の傾向としては、監査委員を除いては、平均より上位となっております。 以上で資料の説明を終わりますが、今後のスケジュールとしては、委員皆様に報酬額をご審議いただき、答申案を作成する予定ですので、今年度はあと2回、年明け1月と2月に審議会を開催したいと思いますので、後ほど2回目の審議会の日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。説明は以上です。
会長	ありがとうございました。説明が終わりましたので、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
B委員	住民の税金から報酬を配分するということを審議するとすれば、答申した内容は、住民への説明責任があると思いますが、どう考えますか。
総務課長	額の改定があった場合は、条例改正が必要となり、議会の議決を得て決定することとなりますが、答申内容も含めて町のHP等で広く町民に周知する必要があると考えております。
B委員	かなり前の話ですが、町村会で特別職報酬等審議会を開催していたが、竹内町長時代に解散したと思いますが、町村会の報酬等審議会の役割と解散した経緯や理由がわかれば教えていただきたい。
総務課長	報酬等審議会について、ほとんどの市では設置していると認識しています。近隣の町では長沼町が平成20年度に栗山町が令和4年度に設置しているが、由仁町は設定しておらず、過去に町村会で特別職の報酬を審議していたことは存じ上げていますが、詳しい内容は分かりませんので、次回審議会までに町村会の報酬等審議会の役割と解散した理由等を調査してお示しします。
会長	ありがとうございます。それでは、町村会の審議会の経緯等については次回の審議会です事務局から説明いただくということでお願い致します。また、今後、2回の審議会を開催するということで、委員の皆さんのご出席を宜しくお願い致します。 議事が終わりましたので、9番目、その他に入りますが、事務局から何かありますか。

総務課長	本日は、委員の皆様これまでの経過や現状の説明及び資料提供させていただきました。今後は年明け２月くらいまでのところで２回程度審議会を開催し、皆様の意見を取りまとめたと考えておりますので、短期間のご審議となろうかと存じますが宜しくお願いします。 つきましては、次回、第２回の審議会の開催の日程調整をしたいと思います。候補日を１月２９日（水）午後、１月３０日（木）午前中、１月３１日（金）終日のいずれかで調整させていただきたいと考えておりますが、ご都合の悪い日はございますでしょうか。
委員	（委員との日程調整）
会長	本間委員が１月２９日、３０日が不在ということで１月３１日は委員の皆さんのご都合はいかがでしょうか。それでは、日程調整の結果、第２回審議会を１月３１日午前１０時からとさせていただきますが、宜しいでしょうか。
委員	（異議なしの声）
会長	後日、事務局から改めて、案内文を送付致します。他に委員の皆様の方から何かありますでしょうか。
委員	（特になし）
会長	これで本審議会の審議は全て終了しましたので、これで第１回目の審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。
総務課長	委員の皆様におかれましては、慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。以上を持ちまして、第１回南幌町特別職報酬等審議会を閉会します。お疲れ様でした。